



オフィスの設置を検討する企業のみなさまへ

栃木県女性活躍オフィス立地・拡大補助金

のご案内

- ▶ 女性雇用の創出に向けて、本県へのオフィス設置・拡大を補助します！
- ▶ オフィスの賃借料、通信費、人件費を最大2年間補助します！
- ▶ 賃貸借契約の締結前までに、申請書類の提出が必要です。

補助 対象者

- ①情報通信業 ②専門・技術サービス業 ③スタートアップ企業
※詳細は裏面をご確認ください。

要件

- ①県内在住の女性を1人以上新規雇用すること
- ②被雇用者を5人（中小企業者は3人）以上配置すること※
※県内に既にオフィスを有する企業の場合は、②の人数を増加すること
- ③県内に既にオフィスを有する企業の場合は、県内での操業が5年以上であること（ただし、スタートアップ企業の場合は除く）

補助対象経費	補助率等	経費別補助上限	総補助上限
賃借料	1/2以内	計120万円/年	計210万円/年
通信費	1/2以内		
人件費※	最大30万円/人	人数上限なし	

※人件費については、新規雇用した県内在住の女性のみ補助対象

栃木県産業労働観光部 産業政策課 企業立地班

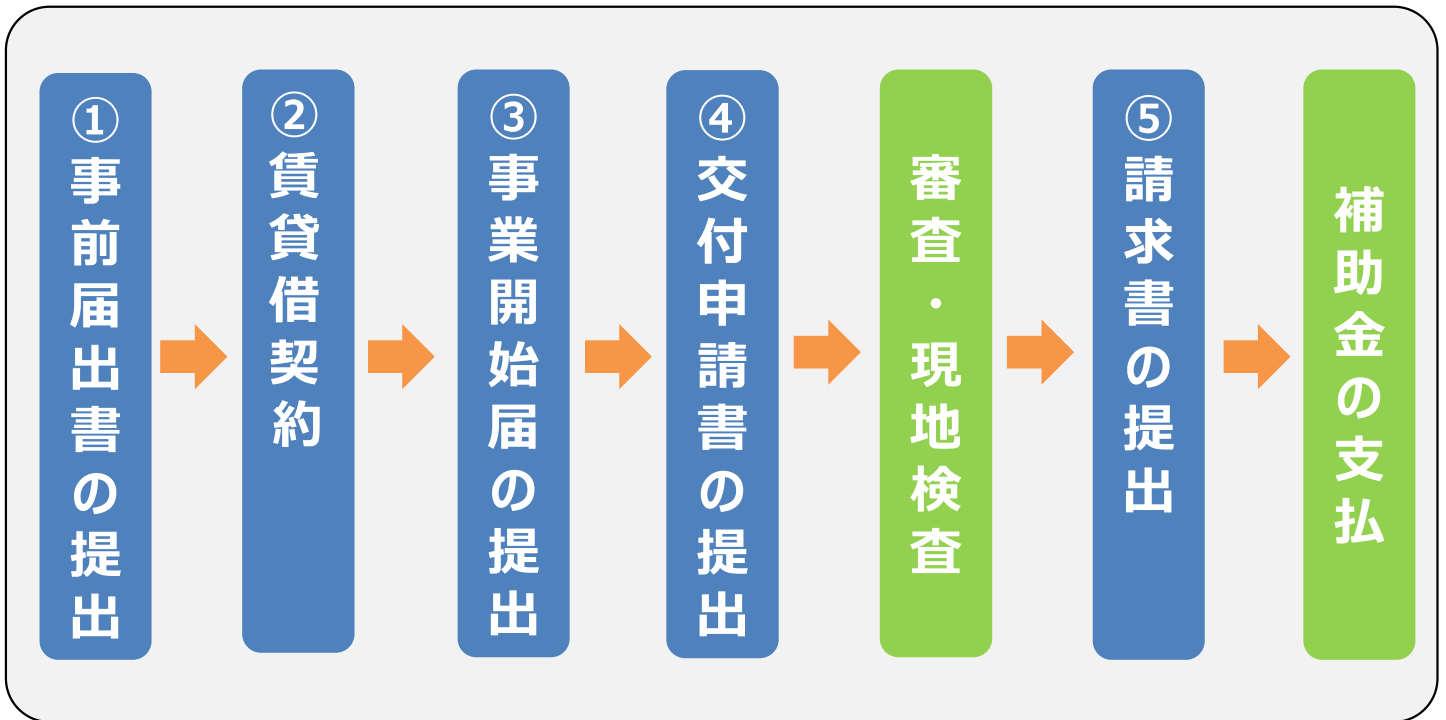
TEL: **028-623-3202** Email: kogyodanchi@pref.tochigi.lg.jp

企業立地に関するご案内 ▶ <https://www.pref.tochigi.lg.jp/kogyo/>



補助金交付までの流れ

- …企業
■ …栃木県



- ※① 賃貸借契約の締結前までに申請が必要です。
- ※③ 賃貸借契約を開始した日から速やかに提出してください。
- ※④ 申請した年度内における賃借料及び通信費の支払いが完了したあとに申請が必要です。

補助対象者

次のいずれかに該当すること

①情報通信業

(通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業)

②専門・技術サービス業

(専門・技術サービス業 (他に分類されないもの)、広告業、技術サービス業 (他に分類されないもの))

③スタートアップ企業

・経済産業省からJ-Startup又は地域版J-Startupとして選定されている者

・創業後10年以内の者で、行政機関等(※)における伴走支援等のスタートアップ支援事業に過去5年以内に採択され、支援を受けた者 等…

※行政機関等とは、国、地方公共団体のほか、中小企業基盤整備機構や公益財団法人等をいう。

※① 日本産業分類に定める大分類G情報通信業が該当します。

※② 日本産業分類に定める大分類L 学術研究、専門・技術サービス業のうち、中分類71 学術・開発研究機関を除いたものが該当します。